

第六十八回国会 衆議院 商工委員会 議 録 第十四号

昭和四十七年四月十八日(火曜日)

午前十時四十五分開議

出席委員

委員長 鴨田 宗一君

理事 浦野 幸男君

理事 進藤 一馬君

理事 武藤 嘉文君

理事 近江日記夫君

理事 稻村 利幸君

理事 海部 俊樹君

理事 坂本三十次君

理事 塩崎 潤君

理事 八田 貞義君

理事 松永 光君

理事 岡田 利春君

理事 岡本 富夫君

理事 伊藤卯四郎君

理事 出府政府委員

理事 通商産業政務次官

理事 通商産業省企業局長

理事 通商産業省企業局参事官

理事 委員外の出席者

理事 商工委員会調査室長

理事 藤沼 六郎君

理事 四月十五日

理事 兵器の輸出の禁止に関する法律案(伊藤惣助丸君外一名提出、衆法第二二号)

理事 本日はの会議に付した案件

理事 割賦販売法の一部を改正する法律案(内閣提出)

理事 第一類第九号

理事 商工委員会議録第十四号

理事 昭和四十七年四月十八日

第九五号

鴨田委員長 これより会議を開きます。内閣提出、割賦販売法の一部を改正する法律案を議題といたします。

これより質疑に入ります。質疑の申し出がありますので、これを許します。中村重光君。

○中村(重)委員 企業局長にお尋ねいたしますが、本改正案が、消費者保護の観点から割賦販売業者の義務を拡大する、そのためにローンつき販売業者にもこの義務を課する、さらにまた互助会等もこの法の対象にしようというよりなことになっているようにありますが、従来は罰則がなく罰示規定にすぎなかったわけですね。今度は違反行為に対する罰則を新設するということになっておりますが、これはどうなんですか。従来違反行為が非常に多くて、そこで消費者が保護されないという点から、消費者保護を重視するという観点から罰則を新設することにされたのか。いま一つは、対象拡大をしたということから罰則規定が必要であるという考え方に到達されたのか、その点いかがですか。

○本田政府委員 お答えいたします。御高承のとおり、経済の発展に伴いまして生活の実態もだんだん変わってまいりまして、割賦販売の利用者が量的に非常に増大してまいりましたし、御指摘のようなローン販売のような、あるいは友の会のようないろいろの割賦の形態も普及してまいりまして、これに伴いましていろいろの紛争も生ずるといふような状態になっておりますので、消費者保護の観点からこれらの紛争を予防し得るよう体制を整備したい。その整備に伴いまして、罰則によって新たな規制された状態において的確に取引が行なわれるようにしたいといふことで、罰則規定を新たに設けておる次第でございます。

○中村(重)委員 紛争の事例として特に罰則を課さなければならぬといったような具体的な例を幾つかあげてみていただきたいと思うのです。

○本田政府委員 お答えいたします。たとえば、割賦の条件の表示が不十分なために、消費者が契約したあとで割賦条件を承知して、それについて紛争が生ずる、あるいは表示自体の中で一部が欠けておるために全然知識を持たずに消費者が契約して、そして契約が確定した後で新しく条件を知るといふ状態に伴って紛争が生ずる等々いろいろございますので、これらを明確にしたいといふことでございます。あるいはまた、訪問販売という形でセールスマンが家庭等を訪問いたしましたして、契約内容等について十分なる説明をし、購入者のほうが理解した上で契約をするという状態になくて、購入意思が不安定なままに契約して、しかもその契約の内容については契約後に知って、その訂正を求めが、なかなか訂正ができないような契約内容になっておるといふようなことから、いろいろ紛争が生じておる次第でございます。

○中村(重)委員 まだ十分検討しておりませんが、その罰則の問題等々についても、あらためてまたお尋ねをすることにいたしたいと思いますので、この適用範囲の拡大として、ローン提携販売業者、それから友の会、互助会等のような、前払金を分割受領して役務を提供する、また商品の売買もしくは役務の取り次ぎを業とする者は、前払式販売業者と同様、許可を要する、前受け金保全措置をそういうことをすることに講ずる、こういうことになっておるわけですが、この友の会であるとか互助会等は、いわゆる

一般の割賦販売業といふものと若干異なる業態であるといふように私は感じるわけですが、これが、現行の割賦販売法を改正するということでの法の対象とすることについては、若干無理があるのではないかといふようにも考えられますが、その点はいかがですか。

○本田政府委員 お答えいたします。御指摘は、互助会等が――きわめて多数の互助会の団体の性格は任意団体であって、しかも小規模な範囲で発足いたしました、文字どおり互助的な目的に基づいて発足して、逐次これが拡大されてきたという経緯とからみまして、営利事業として行なう前払式割賦販売業者との間に実態的に性格は違うのではないかと御指摘であらうと存じますが、先ほど申し上げましたように、互助会組織等も逐次全国に広がってまいりまして、そして前受け金を受けて、御指摘のように指定の役務を提供するといふことを行なう際に、これもいろいろやはり紛争が生ずるといふような事態も生じておりますので、消費者保護の立場から申しますと、やはり法規制の対象としてとらえるべきであるといふふうに思っております。ただ御指摘のように、発足した事情あるいはそれに伴いましてその団体の性格等が、営利事業として、初めから企業として発足しておるものとの間にある程度違う点もあろうかと思っております。これらの点については、許可の基準等におきまして考慮をいたす必要があるかといふふうに考える次第でございます。

○中村(重)委員 百貨店等の友の会というのが相当活発な活動を展開しておる。だけれども、前回の改正案の際はこれを対象としなかったわけですが、今回の改正でもって友の会を対象としようといふことは、紛争が生じた事例が多いといふことなのである。あるいは性格的に、やはり友の会と

いものも——互助会を含めるといふことになつてくると、友の会も含めなければならぬといふことで友の会を含めることにしたので、その点いかがですか。

○本田政府委員 お答えいたします。

いずれも前払いの商品売買の取り次ぎ、あるいは指定役務の提供を行なう性格のものでございまして、これらのものにつきましても、かなり広範な組織ができておりますし、これに伴いまして倒産等の、あるいはそれに近い事例もでき、事後処理を要するといふ事例も出てまいっておりますので、これらについても規制の対象として消費者の不利を生ずるような事態を避けることが必要だといふふうに考えた次第でございまして。

○中村(重)委員 今度は役務の提供といふものを対象としておるようですが、どのようなものを対象としておるのですか。

○本田政府委員 お答えいたします。

これもいろいろ指定役務として指定すべき対象が今後の社会状況とからんで出てまいるかと思ひますが、さしたつては、冠婚葬祭を対象にする互助会、この役務を規制の対象として考えたいといふふうに考える次第でございまして。

○中村(重)委員 友の会とか互助会の普及状況、これは業者の数とか会員であるとか、あるいは内容的にだいたい違つていようですね、冠婚葬祭の幾つかの会があるようですから、その内容にも触れて、ひとつ御説明をいただきたいと思ひます。

○本田政府委員 お答えいたします。

友の会の業者数といふは、これが約百五十でございまして、互助会が二百五十、それから会員数は、友の会が百七十七万人、互助会の場合は約四百万人でございまして。預かり金の総額としては、友の会が百二十億円、互助会が百五十億円程度でございまして。その人格といたしましては、友の会の場合は大体任意団体、互助会の場合は二十数%が会社組織で、その他は任意団体という形でございます。それから友の会は、給付の内容とい

たしまして、商品引きかえ券を会員に給付するほか、旅行会あるいは講習会のような優待のサービスを行なうといふことになっております。互助会のほうは、現在のところでは、婚礼、その際の貸し衣裳、葬式費用、記念写真等を含んでその役務を提供する。葬祭の場合は、祭壇それからお棺あるいは飾りつけ、その他のものを提供するというような事情になっております。

○中村(重)委員 いま互助会は二百五十で四百万人おる、こうおっしゃつただけけれども、これは実はもつと多いのじゃないかと私は思ひます。まあそれは別といたしまして、二百五十の互助会も幾つかの系統に分かれていふと思ひます。その点を御説明いただきたいこと、この互助会の二百五十、友の会の百五十、この中で紛争といふものは大体どういふ内容のものがあるのですか。最近の年間の件数等を、これは法の対象とすることになつたのですから詳細にお調べになっておるのだらうと思ひますが、その点をお聞かせをいただきたい。

○本田政府委員 お答えいたします。

友の会につきましては、倒産の場合以外、具体的な苦情事例はわれわれのほうには入っておりません。倒産は、東北のほうの株式会社との関連の友の会が倒産をいたしました。それから互助会につきましましては、契約者から解約の申し出をしたが、払い込み金の返済が全然受けられないといふような苦情が最も多く寄せられておりました。その他、実際のサービス提供を受けたところ、契約内容のサービスが非常に内容が貧弱で、満足のいくサービスが求めたところ特別会費を多額に徴収される、したがって、結果的に非常に高くなつたといふ苦情の例が出ております。互助会の場合には、倒産の例はございせんが、財政的に非常に行き詰まつた例がございまして、この場合は別に商事会社を運営しておつたものでございまして、この商事会社が倒産してその影響を受けたといふこととございまして、経営者が交代いたしま

して、その互助会が契約者に対して一部執行がございましたが、その後既契約者に対してこのサービスを提供して、一応営業を継続している事例がございまして。

○中村(重)委員 具体的なことでお尋ねしてみたいけれども、解約をやつたが掛け金の返済がなされなかつた、こういうのです。すると、政府としてはこの解約の場合は当然返済をすべきものであるという判断の上で立つておられるわけですね。

○本田政府委員 お答えいたします。

一切解約に應じられないといふことが適當かどうかといふ問題があるかと存じます。しかし、解約に伴いまして、当然契約をしておる人が互助会のほうで要したる経費の負担は負わねばならないといふふうに考えます。それが全然返済できないことが妥当かどうかといふ問題は、われわれのほうで具体的につかんでおりませんが、そういう苦情が多くなつてくるにつかしましては、これらの実態を明確にできるような互助会運営についての基本的な方向といふものをきめて、それに従つて経営してもらふといふことが必要であらうと思ひわけでございます。

○中村(重)委員 互助会は冠婚葬祭といふ目的なんです。結婚する場合に貸し衣裳といふものが中心になる。それから葬式の場合は、これは申し上げるまでもなく先ほどお答えになつたようないわゆる葬式を施行する上について必要な飾りつけ、あるいは棺であるとか、そういうものが提供されるわけですね。その目的でもって入つてきていふところ、それが解約をされたあるいは満額になつた、そういう場合は、本来的にこれを支払ふといふべき筈合ひのものであるのかどうか。私はこの解約即支払ふべきではないのです。これを解

約の場合は——目的はそうであつただけけれども、いろいろな事情において解約をするといふことはあり得るであらう、預金の場合のように元利支払わなければならぬといふことは当然あり得な

いけれども、一定の手数料といふものは取つて、そして何回以上の場合、解約の場合は手数料を取つて支払ふといふことが、これは消費者保護という観点から適當ではないか、こう私は思つていふのです。しかしながら、政府がこれを提案するにあつては、あまいなことであつてはならぬです。こうあるべきであるといふことで、確信を持つた提案であり説明でなければならぬと思つておるのです。だから、満額の場合はどうしようとしておられるのか。途中解約の場合は、一回であつても三回であつてもあるいは十回であつても二十回であつても解約の場合はどの程度手数料を取らせてこれを返済させようとお考えになつておられるのか、そこあたりをきかちつと御説明いただかなければ、これは政府とその業者の間の紛争だつて起りかねない。ですから、その点は確信あるお答えをいただきたい。

○本田政府委員 お答えいたします。

先ほど申し上げましたように、解約という事態も、たとえば遠方に引越した、引越したことに伴いまして解約せざるを得ないといふ事情も出てくるだらうと存じます。こうしたときに、途中の状態、あるいは御指摘のように満額になつておつて、しかも結婚あるいは葬祭を行なう機会はまだ来ておらないためにその提供を受けておらなといふ状態があつたときに、これに対して幾ら返すべきかといふことにつかしましては、約款の基準をつくりまして、これに基づいて個々の契約は処理されるようにしたいといふふうに考える次第でございます。

○中村(重)委員 まだこれから基準をつくらせようといふ考え方のようですが、満額は解約ですかどうですか。

○本田政府委員 満額も指定の役務を受けることを目的として契約したものでございまして、指定の役務を受けずにこの契約を解消したいといふことになりまして、解約だといふふうに存じます。

す。ほとんど個人経営というのか、任意団体という形でなされておるであろう。ところが割賦法案は非常にきびしい規制というものが実はある。純資産の比率の問題も百分の九十ということに実はなっている。それからこれを法人にするのかどうかといったような問題等も起こってくるのである。だから法の対象となってくるということになると、役所の規制というものは紛争が起こったものだけ、特定のものだけによってこの問題を解決をする、あつせんをするというわけではないのだから、紛争が起こらないように互助会自体も法人化するとか、あるいはそういう総理能力というものを十分満たすようにしていくとか、いろんな条件が当然出てこなければならぬ。それでなければ、そういう不見識きわまるような立法なんというものはあり得ないわけだからね。そういうような制度をつくるということは、勢いそれに経費が伴ってくるということが避けられないわけだ。してみると解約の問題もしかりなんだ。解約の問題というものは、いままでは全然返されなかった。しかし、それが不当なものであったのかどうかという、契約は返さないという契約になつていくわけだ。満額の場合にも、これは葬式なら葬式を施行する、あるいは結婚なら結婚というふうなものをやる、それまでは返さないということが実は原則であった。ところが、今度は消費者が、会員がそれを希望するという場合には一定の基準をもつて返すということになつてくるわけだから、それだけ経営の面に及ぼす影響というものが出てくることは避けられないと私は実は考えている。そうなつてくると、経営はやつていかなければならない、どこかにしわ寄せというものが来なければならぬ。それは従来被害をこうむつていなかった会員にもある種の影響というものは出てくるであろう、私はこう考える。だからそれらの点を十分勘案してやつてこなければならぬのであるから、あなたがおっしゃったように、従来健全に行なわれておるものに対しては何も影響

のだけが守られることになるのだということにはうまくいかないと思つておる。それらの点を十分納得いくようにひとつ説明をしてもらいたいと思う。

○本田政府委員 お答えいたします。先ほど申し上げましたのは、問題の起こらないような経営をしておる互助会、これに加盟しておる会員が今後この法律改正に伴ひまして全然影響なく経営を続け得るといふふうに申し上げたのではなくて、若干影響は出てまいると存じますが、これはできるだけ少ない影響にとどめるような配慮が必要である。かたがた多数の互助会がふえてまいつておりますので、その間にはいろいろ経営上の問題も生じた例も出てまいつたわけでございますので、これらについて、予防し得るような法規制の中に入れておくということも必要であると考えられるわけでございます。その意味で新しく法の規制対象の中に入れたわけでございますが、その際互助会の実態というものを考慮して、許可の基準あるいは約款等の基準について配慮することにしたというふうに申し上げたわけでございます。

○中村(重)委員 それでは具体的にはお尋ねしていくことにいたします。私の手元にもあるのだけれども、割賦販売法の改正に関する請願、これは役所のほうにもいつていっているはずなんです。この請願の趣旨というのは、互助会の特殊性を考慮されたい、第二点が許可基準の純資産比率を資産負債比率に変更されたい、四点は経常収支比率を緩和されたい、五点は流動比率を緩和されたい、六点は負債倍率、前受け金倍率を排除されたい、七点が法人税法上の措置をされたい、第八点は将来独立立法により措置されておるようですね。してみると、これは現行割賦販売法の基準というのからまいりますと、非常に違つてくるわけなんです。だから一つ一つお尋ねをすることにいたします。

○本田政府委員 お答えいたします。互助会の特殊性を考慮しろということ。この点についてはさまざまいろいろな折衝されたと思つておるが、互助会の特殊性は従来の割賦販売法になじまないという点はどういうことなのか。やはりこの割賦販売法で捕捉するほうが適當であるという根拠はどうなのか、この点をひとつ御説明願いたい。

○本田政府委員 お答えいたします。互助会の特殊性について考慮せよ、こういう問題点につきましては、最初にお答えいたしましたように、互助会の発生した経緯と申しますか、まさに互助ということばが示しますように、特定の地域内で先ほど御指摘のありましたように衣装を貸す、あるいは葬祭の共同使用と申しますか、順番に使用するというようなことによる合理性によって、当然生活の中で必要な婚嫁、あるいは葬祭の経費を削減してやれるということに利点があったわけでありまして、これらの利点を考慮せよ、こういうふうにいふのだと存じます。したがって、これらの発生した経緯その他を頭に置いて考えるべきだということ、それは、それはそれで、われわれもあとの諸点におきまして考えるべきだといふふうにご意見を申し上げますが、一方やはり多額の前払いの資金を長期間にわたつて受け取るということでございますので、これらについては保全の必要もあろうというふうにご意見をわけで、法規制の中に入れて、しかも互助会の特殊な性格というものを頭に置きつつ、そこで御指摘のあるような二以降の諸点につきまして考えていかなるべきではなからうかというふうにご意見を申し上げます。

○中村(重)委員 御提案になつておる法律案の中ではそのようになつていない。負債倍率の問題とか、許可基準の純資産比率を資産負債比率に変更しろという問題も改正案の十五条に御提案になつていないのだから、それではこれをどう考慮するということになりますか。

○本田政府委員 お答えいたします。純資産比率の問題につきましては、繰り延べ費用、繰り延べ資産の計上を認めるということにしたいと存じます。その計上の割合等につきましては、他の場合には二五％ということになつておりまして、その二五％が発足当時すぐ守れるかどうかということになりまして、この点については実情としてはさらに特別の考慮をして、段階的にそうした方向に前進していくというふうなことを考慮しなければならぬかというふうにご意見を次第でございます。

○中村(重)委員 許可は法人に限定をしないようにしていただきたいという趣旨になつていますが、これはどのように考えていますか。少なくとも前払い式、これは割賦販売というものが販売ではないが、やはり前払い式になるわけだ、前受けになるわけだ。ですから、これはいままで七〇％あるいは八〇％程度は任意でやつておる、任意団体になつておる。今後はこれをどうしようとお考えになつていらつしやるのですか。

○本田政府委員 お答えいたします。御指摘のように、従来は七〇％以上のものが任意団体であつたわけでございますが、先ほど申し上げましたように、多額の資金を多数の人から前受け金として預かるという性格の事業でございますので、これらにつきましてはやはり経理等につきましても明確にできる法人にしてみたい、法人にするのが適當であるというふうにご意見を申し上げます。ただその際、貧困者その他の者に対して特別に無料あるいはきわめて低廉な価格のものを提供するという御意見のあることを伺つております。これらにつきましては、民法の公益法人の性格に該當するといふものでございまして、それは公益法人として扱つていくことによつても法人として許可できるものになるというふうにご意見を次第でございます。

○中村(重)委員 現在の二百五十千の互助会の中で民法の公益法人に値するような団体はどの程度ありますか。

○本田政府委員 お答えいたします。

現在、公益法人に該当する事業ということでは業をやっておる法人はないと聞いておりますが、そうした事業をする場合には認め得るかという問題につきましては、該当し得るものについては認め得るといふふうに考へる次第でございます。

○中村(重)委員 それでは、現在のような形態といたるかの性格でやっておる互助会、これは公益法人に該当はしない、しかし将来をいうものは出てきた場合は十分内容を検討して公益法人にすることもあり得る、こういうふうに理解をしてよろしいわけですね。

そこで、将来ともこの割賦販売法の対象としないうで独立法にしなければならぬというようにお考えになっておられますか、割賦法の対象とするということでは十分であるというようにお考えになっていらつしやいますか。

○本田政府委員 お答えいたします。

当面、消費者保護という観点と、先ほど申し上げました前受け金を多数の人から預かるということについての保全措置の必要という趣旨から割賦販売法の改正の点に入れたわけでございますが、さしあたっては、それで互助会に対する消費者保護の点的な手当てができるというふうに考へておるわけでございます。今後独立立法にするかどうかということにつきましては、よく検討させていただきます。

○中村(重)委員 この法律はいつごろから公布——これは御提案になつておるので公布の日には書いておるわけですが、この施行それから許可の申請、許可にするか不許可にするかというふうな一つの見通しというものを立てておられるんだらうと私は思ふのですが、その点はいかがですか。

○本田政府委員 お答えいたします。
改正法の施行日は、公布の日から九カ月以内で政令で定める日ということになっておまして、最大限九カ月後には施行になるということになっております。現在前払い式特定取引を行なつておる友の会、互助会等につきましては、一応一年間

は許可を受けたものとみなすということにいたしておまして、そしてその一年の間に許可の申請が行なわれなかった場合は、その申請について許可、不許可の処分があるまでは同様に許可を受けたものとみなすということになっております。したがって、最大限九カ月の施行までの期間と、それから一年間の猶予期間、それから一年間をこえても許可、不許可の処分ができない場合は、そのこえた部分についても許可を受けたものとみなされるということになっておまして、その間に許可をきめてまいりたいというふうに考へておりますが、一年九カ月をこえる場合もあり得るといふふうに考へておる次第でございます。

○中村(重)委員 公布の日から施行まで九カ月のこの間何をするのですか。政府としては何を、また当該業者に対してはこの間に何をやらせることになりませうか。

○本田政府委員 お答えいたします。
この施行日までの間に法改正の趣旨を広く周知徹底する。そして周知徹底にあたりましては、先ほど申し上げました約款基準であるとか契約書に書くべき内容についての問題であるとか、いろいろ周知する諸点がございまして、周知徹底をはかると同時に、実質年率の実施が必要になります。それについては一応通産省のほうで実質年率の計算表をつくることになっております。これも実施はかなりおくれで実施することになっておりますけれども、その計算表の作成等につきましてはその間に準備をいたしたいというふうに考へておられます。

○中村(重)委員 先ほど、互助会は法人にするのだ、それから特定の公益的業務をやるものについては公益法人ということでやらせたい、こういうことであつた。そうすると、許可申請というものは、当然これは法人でなければならぬということになってくるわけだから、政府がいまやろうとする九カ月間はわかたつたわけだが、いわゆる一年九カ月の間に当該法の対象となる業者に対してはどのような指導をし、またどのような準備をさせようとお考へになつていらつしやるのか。

○本田政府委員 現在、事業を行なつておる互助会の経営責任者におきまして、法改正の趣旨に沿つた契約の内容その他を用意していただくと同様に、許可が法人ということになりますので、法人成りのための諸条件の整備をはかつてもらつていただくことを期待いたしておるわけでございます。

○中村(重)委員 現在二百五十ある。もつとふえる可能性もある。そうするとそのまゝの姿でこれを法人にさせるという方針なのか、あるいはこの許可基準の純資産比率の問題にしても、いわゆる二五%の繰り延べという措置を講ずるとおっしゃつたけれども、また經常収支比率の問題であるとか、あるいは流動比率の問題であるとか、あるいは負債倍率の問題であるとか、前受け金倍率の問題であるとか、いろいろな信用上の問題が出てくるわけだから、当然そうなるかと考へて基礎をしっかりとらなければ、いやしくも人の金を預かるわけだから、それに対しては合併等の指導をする、そういうふうな方針をお持ちになつていらつしやるのかどうか。とすれば、それはどの程度の規模にしようとお考へになつていらつしやるのか。

○本田政府委員 經理書につきましては基準をつくりまして、その基準に沿つてに體質改善をはかつてもらつていただくことになつておるわけであつた次第でございます。その際合併等があれば、もちろん合併も一つの方法として考へておるわけであらうと思ひますが、合併を要件とするわけではございません。

○中村(重)委員 體質改善をするというのと、どのような體質の改善をするのかということをお尋ねしなければならぬことになつてくるわけだ。だから現在非常に紛争等が行なわれておるといふことになつてくると、私は非常に不健全な互助会だつてあるのだと思つておる。そういうものは許可しないのだと思つておる。それまででなければいい、そういうことがないようには體質改善をさせようというふうにおつしやつたわけだから、それ

については合併の希望があればやらせる、それは当然なことだ。これは通産省が別に言わなくたって、当事者が合併をしてもつとつかりしたものにしようと思へば、それはやるわけだ。しかしながら消費者保護という観点からこの法の対象にしようとなつたのだから、體質改善というものは具体的にどうするか。これは、あなたの方の局の所管であるところの商品取引の問題にしても、管理体制作が非常に弱いところのマンモスものはこれを分割するとか、あるいは弱体なものはこれを一本にしていくとかというふうな統廃合をおやりになつたわけだから、このいわゆる互助会に対しても、もつと確たる方針というものがあつて私にはおぼつかぬと思つておる。単に、希望があれば合併もいいでしよう、こういうことだけではないか。體質改善の具体的な構想というものはどういふことなんですか。

○本田政府委員 具体的にここで、いかなる方法によつて體質の改善を行なうかということにつきましては、經營の実態その他に即して、一つの目標に応じて改善を考へてもらわねばならないと思ひますが、互助会におきましては、その実施の会社としてサービス会社のようなものを持つておられます。そのサービス会社との合体が體質改善につながるものにつきましては、それらの方法を體質改善の一つの方法として推進していただくように指導するということも一つの方法であるといふふうに考へておられます。

○中村(重)委員 どうも紛争なんか起るの、これは割賦販売法の対象にしたほうがいいじゃないかというふうな程度でこの法の対象にするというふうなことは、私は不見識だと思つておる。もう少し実態を十分把握し、どういふふうな指導方針を持つていくのか。もちろん、これは強要すべきものではないでしよう。しかし、通産省は通産省としての指導方針というものは、もつと確立しておかなければならないと思つておる。どうもそこらあたりが不十分な感じがしてなりません。

第一類第九号 商工委員会議録第十四号 昭和四十七年四月十八日

それから、許可申請から、許可にするかあるいは不許可にするかというについては、みなし業者として、許可を受けた者としてみなすということなんだが、これはいつまでもそういうわけにはまいりませぬ。体質改善等をやらして、これはだいたいふぶといふことになれば、はつきり許可申請をしたのだから、許可にするのか不許可にするのかという方針をおきめになるでしょう。その間はどの程度お考えになっていらっしやるのか。

○本田政府委員 もろろん御指摘のように、できるだけ早期に許可、不許可の処分はしなければなりません。互助会も会員多数をかかえて前受け金を受けておるといふ実情にも即して、やはり具体的内容に応じた体質改善を行なわしめまして、そして若干の時間は与えて、許可条件にかなうように改善させようということにいたしてまいりたい。それが五年、十年ということになっては、もちろん不適當であらうというふうに存じます。

○中村(重)委員 公布から施行まで九カ月間、それから許可申請まで一年、許可申請からこれはみなし業者ということにしているのだが、若干というおとばをお使いになった、五年、十年というのは長いから。若干ということになってくるとどうなんだ。これは多数の会員を擁している、そのとお守っていくというように、これは至上命題という形になっている。会員を守っていくということは、紛争がなくなるということだけで問題の解決にはなり得ない。倒産なんというところは、私はより大きい紛争だということに思う。それならば、健全な経営ができる形態をつくっていくか、なければならぬというように私は考えるわけだ。それがより消費者を保護することにもなるでしょう。あるいは解約の問題等々、内容的な問題はもちろんこれはあります。そういうことはそういうこととして、これは政令をつくるにあたって十分遺憾なくやってもらわなければならぬ。しかしながら、若干というよりなことだけでは不十分で

あつて、やはり業者にもいつまでということは一つの目標がなければならぬ。それじゃ、五年、十年がいけないということであれば、どの程度なのか。そして、その間に許可申請をしたならば、たとえば三年なら三年、あるいは二年なら二年の間に一斉に許可する方針なのか、あるいはこれはだいたいふぶだといふ業者に対しては直ちにこれを許可するという方針なのか、それらの方針はいかがなんでしょうか。

○本田政府委員 適格性を持っておる互助会につきましては、判断がつき次第すみやかに許可をいたします。したがって、経過期間の一年内にも許可し得ることにいたさねばならないと思えます。いま申し上げましたのは、問題があつて許可の基準等にならなないところがある際に、これらを改善させて、許可し得る状態にするために若干の時間を与えるということでございます。したがって、許可は必ずつと逐次次進められまして、みなし業者というものはある程度の数のものが経過的にあるという状態を考へておる次第でございます。

○中村(重)委員 わかつたようならわからないよ。許可申請をしてから許可または不許可の処分をするが、しかしその間はみなし業者として認めていくのだ。しかしながら、いまのお答えは、内容がいまいち直ちにこれは許可をいたしません、しかもその一年の間にもやるのだというお答えでした。そうすると、みなし業者というものは非常に限られた少数のものだという理解をしなければならぬようないまのお答えであつたわけなんだが、そのとおりのことかどうか。

それと、若干のというよりなことであつても、私どもが消費者保護立法であるこの法律案を審議するにあつては、少なくとも政府の考え方はどうなんだということをもう少し確信を持って審議し得るようなお答えがなければならぬ。どうもお弁が、一斉にこれは許可を受けた者とみなすのだ、全部そらだといふふうに先ほどのお答えは受け取られた。しかし、いまのは、直ちにこれは許

可する、みなしという形になる者はきわめて限られたものだといふふうに受け取れる答弁であつたわけだ。そこいらが明確ではない。だから、若干ということについても一つの見通しがあるのだから、どの程度の期間をお考えになつていらっしやるのか、その点はどうですか。

○本田政府委員 先ほど経過期間一年間は許可を受けた者とみなすということにつきましては、全部が一斉にみなしのまま一年間経過するということではなくて、制度として、その間は申請が行なわれなくとも許可を受けた業者とみなすということでございます。許可の申請がございまして許可の処分が行なわれず、みなし業者でなくて、許可を受けた業者になるということでございます。それから、全部が全部みなしでなくて、逐次正式の許可を受けた業者になる。そして一年経過後になつたもの残つたものが期間後のみなし業者になる。これにつきましては、できるだけ体質改善の指導を行なひまして、正式の許可業者になるように指導したいということでございます。

○中村(重)委員 あなたのほうから出ている非公式の資料によると、そうじゃないのです。九カ月間施行までの期間があり、許可申請まで一年間置いてあるわけだ。それから先をみなし業者にしていくわけだ。いまあなたのお答えとは違ふ。だから、その点ははつきりしてもらわなければ、非公式にでも出しておる資料といまの答弁と食い違つておつたのでは困るわけだ。

○本田政府委員 お答えいたします。現に事業を行なつておる互助会につきましては、施行後一年間はみなし業者として認められるということでございます。それは許可の処分と関係なくみなし業者です。その間に許可申請を出して許可を受ければ、正式の許可業者になる。しかし、許可の申請を出して一年間に処分が行なわれぬ場合には、一年を経過してもみなし業者として扱われるということでございますので、さよう御理解願ひたいと思ひます。

た。そこで今度は、みなし業者の期間というものは、先ほど若干と言つたから、そういう若干といふあいまいのものであつてはならぬ。少なくともわれわれのこの法律案の審議にあつては、もう少し政府の考え方というものを明確につかめるようにお答えをせよ。若干というよりなことをお答えになつたかと思ふと、まあ五年、十年はあまり長うございませぬ。それなら二年なり三年で判断しなさい、こういうことかもしれませぬけれども、そういう不見識なことであつてはならぬじゃないか。一つの目標というものはやはりきめていく、そういうことではいけません。私は、さういふのであります。

まあ、いいでしょう。どうもきよりは初めだから、十分検討して、あとの質問も質問するでしょうから、お答えをいたしたい。

次に、前払い式割賦販売における前受け金保全措置。前払い式割賦販売における消費者の債権保全のための供託額を基準日における前受け金の三分の一から二分の一に引き上げることになつておる。これは、まあ前払い式だから半分ぐらひは、これは、何と云うのか、債権保全のためは必要であるといふことは、実は、私もこの程度の点については私も異論がありません。だが、その次の、前受け業務保証金供託委託契約の締結をもつて前項の供託にかえることができることとする。これは、おそらく保証会社という形であろうと思ふのですが、この点についてはどのような性格、それから具体的にこの点についての考え方をお聞かせいたしたいと思ふ。

○本田政府委員 お答えいたします。前受け供託契約の指定受託機関につきましては、現在のところ、前払い式の割賦販売業者を中心とするものと、互助会を中心とするものとこの二つの設立が準備をされておまして、これらにつきましては、金融機関と、それからそれぞれの業

者が参加して、出資をして、新しく指定の受託機関となる株式会社を設立するという事に相なっております。趣旨につきましては御理解いただいておると存じますけれども、二分の一の供託ということに相なりますので、これが資金運用の面では、事業者にある程度の影響がある。したがって、この受託機関との契約によって代行することによりまして、その面の負担を軽減しながら、しかも供託の比率は実質的に三分の一から二分の一が確保できるということにいたしたいという考えでございます。

○中村(重)委員 この一項では、その債権保全のための供託額を基準日における前受け金の三分の一から二分の一にしなければならぬ、それほど消費者保護というよりな観点に立っているわけだから、で、二項では、そうしないで、供託委託契約の締結をもってこれにかえることができるわけなから、そうしてみると、これは相当しつかりした団体——銀行はこれはまあいいとして、先ほどお答えになりましたような互助会もそういうような組織をつくらなければならないことになるわけだから、ならば、それはどのような性格のものか、いわゆる信用力の問題において、それからまた、通産省の指導方針としては、これを相当しつかりした組織をつくらなければならないと私は考へるわけだから、それに対する指導方針というものがなければならぬと私は思ふ。それらの点に対する考え方はいかがなんでしょうか。

○本田政府委員 お答えいたします。

御指摘のとおり、この指定機関が多数の前受け業者の供託の実質的な代行をするということに相なるわけでございますから、資金的にもしつかりしたものでなければならぬ、そういう意味で金融機関の参加を求めるといふことにいたしましたわけでございます。金融機関の出資というによりまして、人的な補強も金融機関から受けることによりまして、契約の相手方の前受け販売業者あるいは互助会等の経営の実情等もよく承知の上で、供託契約を確実に履行できる状態で契約を進めてい

く、こういうことにすることによって、消費者保護の実体を確保してまいりたい、こういうふうな考えでございます。

○中村(重)委員 いまの問題はきわめて重要な問題ですから、なお詳しくお尋ねしなければなりません。また全般的にお尋ねをしなければなりません。したがって、質問を保留いたしましたので、これで終わります。

○鴨田委員長 午後二時半再開することにし、暫時休憩いたします。

午後十一時五十七分休憩

午後二時四十一分開議

○鴨田委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

○近江委員 この法案は、消費者にとって非常に大事な法案のように思ふ。そういう点で、非常にこまかいいろいろな問題があるわけでございますが、限られた時間の中で、何点かにわたってお聞きをしたいと思ふのです。

一つは、今度こういう法律の改正が出されたわけですけれども、従来のそういう法律がありながら、守られておらなかったというふうなケースがたくさんあるわけですね。そういうわけで、幾ら法改正をしても、それが守られなければどうしようもないことになるわけですね。この割賦販売条件の明示義務、これは現行法に規定してあるけれども、守られていなかったというふうなものはどういふわけですか。

○本田政府委員 守られない点につきましては、販売するために、できるだけ成績をあげようというふうなことが前提になっておったと思ふ。規定自身におきましても訓示規定であつたといふこともあろうと思ふ。今、その点については強行規定にして罰則を設けるといふふうに改めて、そして業界の再認識に基づきまして明示をはつきり実施していくというふうなことを

たいという考え方でございます。○近江委員 そのいう法的な不備、あるいは過当競争といふ点も促進するためにそうなつた、その辺の至らなかつた点を率直に認められたわけですが、そういうような問題は、通産省の指導に非常な手技があつたのじゃないかと思ふわけですね。それで、表示の問題ですが、不当表示に対して通産省としてはどういふ指導を行なつてこられたわけですか。

○本田政府委員 お答えいたします。表示の実態につきましては、消費生活のモニターを依頼いたしました。表示の実情をつかみ、これの改善について業界に要望するということが表示の実行をはかるというようにしてまいつたわけでございますが、必ずしも成績があつていなかったことは、先ほど申し上げたとおりでございます。

○近江委員 まあ、こういう表示の問題等も、今回の法改正では盛り込んでおりますけれども、一般消費者は非常にびびりするような事例をいろいろ持つておるわけですね。そういう点で、通産省はそこまで的確に把握ができません、指導もできなかつた。消費者保護という観点からいけば、まさにさる法のような感であつたように私は思ふわけですね。

それで、たとえば書面交付の義務を怠つたり、あるいは書面の記載事項が一部欠けていたり、明らかにそういう法律違反をしてきた業者に対して、どういふ処置をされたのですか。また、通産省としていままでのくらしい事例があつたんですか、そういう指導をしてきた例は。

○本田政府委員 お答えいたします。やはりモニターによつて報告を求めておるわけでございますが、調査の結果では、約八〇％は書面の交付を実施いたしておる。交付を実施いたしていないという報告がありましたのは一〇％弱、その点確認できなかったものが約一〇％、こういう形になっております。条件の表示につきましては

は、明示しているものは約六七％でございます。明示していないものは約三三％程度になります。その中身は、現金販売価格が明示でない、割賦販売価格の明示ができていない、支払い期間あるいはその回数、商品の引き渡し時期、これは前払式でございますが、これの明示がないというふうな内容になっております。

○近江委員 実に驚くべき数字だと私は思ふので、今回法改正はされたわけでありまして、これを見ても、いままで通産省、政府がいかに消費者保護という点を甘く考へておつたかということがわかる。これからの行政は、ほんとうに消費者の立場に立つてそういう監督指導をしていただけでなく、今回こういう法律改正をしても、同じようなケースになつていったら、これはもう何をしておるか、消費者はわからぬわけですね。そういう点で、消費者保護という点においてもっと真剣な取り組みをやつていただきたいと思ふのです。

それから、現行法の適用外であるローンつき割賦販売業者の行なう不当表示広告等に関して、通産省としては何らかの行政指導を行なつてきたかどうか、その報告を聞きたいと思ふのです。

○本田政府委員 お答えいたします。実情の調査等を行いました。指導につきましては、適用外のことでもございまして、それほど強力には実施いたしておりません。

○近江委員 それほど強力に実施しておらない、そう言つてしまえばおしまいですけれども、通産省はしつかりしてやらぬと困る。われわれとしてもほんとうに皆さんを信頼してやつてもらつておるわけですから、この点をもっと真剣にやつてもらわなければ困ると思ふのです。

それから、訪問販売ですけれども、外国系の百科事典等について、通産省の指導が非常に甘いんじゃないかとみんな思つておるわけですね。そして、いまだにキャッチセールスを行なつておるものがあるというふうな話を聞かれますが、その後どのよ

ものがどういふものかということについての正しい認識を持っていない者が約六〇%であったというふうに報告されております。

○近江委員 そのような認識を、アドオンによる金利を払いながら知らない、それは六〇%もある、これは非常に問題だと思ふのです。それで、その苦情というものはどの程度持ち込まれたのですか。

○本田政府委員 どの程度という調査の数字は持つておりませんが、私自身の経験でいまして、契約後アドオンがきわめて不利であるということを経験いたしておりますので、利用しておる者の中ではかなり広範の者がそういう事態であるのではないかと思います。

○近江委員 この苦情も、あるいは困っている人も非常に多い。こういうことにもかかわらず、これまで何の規制も行なわれなかったのはなぜかという、これは素朴な疑問が起こるわけですよ。なぜいまままで規制が所なわれなかったか。また、法律上の規制はできなくても、業者に対する指導を行なうとともに、他方、一般消費者に対してアドオン金利というのは実質的には約二倍になるというふうなPRは私には私に思ふのです。このアドオン金利を利用しながら、六〇%の人が知らない。これはどうして政府がもっとPRをしないのですか。いま私申し上げた、なぜ規制をしなかった、これが一点ですよ。それから、もっとPRができたはずじゃないか。この二点についてお聞きしたいと思ふのです。

○本田政府委員 アドオン表示というのが外国でも利用されておつて、それに対する問題が起こっておりますが、この利用の普及ということになりますと近年のごときでございまして、これらについての問題点につきましては、われわれとしてもこの問題点のPRという点については必ずしも十分でなかつたという点を反省いたしておるわけでございます。しかしながら、片面考えますと、販売業者としてのアドオンの表示というのは非常に表示のしやすい方法でございまして、その他の方

法をとるといふことになりまして、なかなか——たとえば日本ではボーナス払いという特殊な払い方等もございまして、非常に表現のしにくいというところもありますので、今回はアドオン方式から実質年利に切りかえるということにつきましてかなり複雑な計算をしないでならぬというふうに存じます。こういう事情も、切りかえについては非常にむずかしい一つの事情であつたわけでございますが、この法の改正の機会に通産省のほうでそうした切りかえについての早見表といひますか計算表のようなものを電子計算機を使つて作成するということを考えている次第でございます。

○近江委員 ひとつそれは嚴重にやつていただいて、消費者の利益擁護のためにいまままでのそういう至らなかつた点を、ほんとうに消費者保護に政府も立つた、そういうような声が出るぐらいいまだがなばつていただきたいと思ふのです。

それからクーリングオフの問題ですけれども、クーリングオフの期間を四日間にした根拠は一体何であるかということなんです。消費者保護の観点からすると非常に短いように私は思ふのです。そしてまた、諸外国のクーリングオフの期間といふのは一体どのぐらい設けておるのか。この二点についてお聞きしたいと思ふのです。

○本田政府委員 クーリングオフの制度の趣旨が、購入者の購入意思が不安定な状態のまま契約したという場合に問題があるわけでございますが、こうした場合には大体訪問販売による方法で割賦販売が行なわれたという場合でございます。一応契約の申し込みをした、しかし、あとから家族等と相談をしてみようという問題がある。特に割賦でございまして、最初の支払い額は小さいが可能なだといふ判断をして契約の申し込みをするというところに相なつても、あとでよく考えてみると長期間にわたつて返済の義務があるというふうになりまして、もう一度考え直してやめたほうがいいんじゃないかというケースも多いというふう

に考えられるわけでございます。そこで、一度訪問販売を受けて割賦の契約をしたけれども、冷静になつてセールスマンの話から離れてよく判断をし直す、それに必要な期間という意味で何日がいいかという判断になるわけでございます。他面、クーリングオフの期間には少なくとも商品の受け渡しはできませんから、商品の引き取りがおくれますし、また割賦販売業者のほうもこれは取引としてやるわけでございますから、その間は契約が確定しないという状態になりますので、取引の安定が影響を受けるということになるわけでございます。それから、一応冷静に判断をして契約を確定するに付いて判断をし直す期間としては四日が適當ではないかということも四日ということにいたしましたわけでございます。アメリカが三日、イギリスが四日、カナダが二日、ベルギー、スウェーデンが七日間ということに相なつておりますので、一応四日間というところが適當ではないかということも四日と考へておる次第でございます。

○近江委員 それでベルギーなどは一週間あるわけですが、アメリカ、イギリス等と比べてその辺の長短は比較されたわけですか。どういふふうにそれは受け取つておるのですか。

○本田政府委員 いま申し上げましたように七日の例もありますが、二日、三日というふうな例もあるわけですが、二日、三日ということであれば、一応セールスマンの訪問を受けて契約をしたとしても、もう一ぺん冷静に相談をし直して判断をしかえるには四日あれば十分ではないか、業者のほうの取引を確定する必要もかたがたございまして、四日ということが適當ではないかという判断したわけでございます。

○近江委員 それから、クーリングオフの期間の起算日を、この契約申し込みの内容を記載した書面を受領した日からしてはどうか、こういう強い意見もあるのですけれども、これについてはどういふふうに考へておられますか。

に契約締結のときからするといふ一つの考え方もございまして、ともかくも訪問販売を受け購入者が申し込みをしたという状態になりますと、申し込みの時点からは一応申し込みを行なつたという拘束は受けるわけでございますので、その際拘束を受ける状態になつたときからもう一度考え直すということから判断をしてしかるべきではないかということも、契約申し込みの内容を記載した書面を受領した日からということにいたしましたわけでございます。

○近江委員 このクーリングオフの権利があるというのを消費者に知らせることが一番大事なわけでありまして、通産省令で定めるようにいままなつておるわけですが、具体的にどういふように定める計画をなさつておるのですか。

○本田政府委員 お答えいたします。クーリングオフの権利を購入者に告知する方法につきましては、御指摘のように、改正の四条の三の一項一号の通産省令で定めるといふことになつておられます。一応申し込みを受けた場合に交付する申し込み書面、あるいはその場で契約ができる場合には契約の内容を証する書面を交付することになります。その交付する書面の中で、本契約あるいは本申し込みについては四日の間に取り消す場合には、申し込み者の責任でなく取り消すこととすることを明記することにしたというふうなことを考へておられます。

○近江委員 それで、またこの逆の面を考へますと、クーリングオフの規定を設けたことによつて商品の引き渡し時期を販売業者が延ばす傾向が出てくるのではないかと、こういう点からいいますと、購入者の利益保護のために、また何らかの措置が必要じゃないかと思ふのですけれども、これについてはどのように考へておられますか。

○本田政府委員 お答えいたします。御指摘のように、クーリングオフの期間になりますと、契約が不安定で、いつ解消されるかわからないという状態でございますから、その間に商品を引き渡すということは販売業者としては控え

ざるを得ないということになります。そこで、申し込みの日から四日間というようにしておきますと、契約を確定するまでに信用調査をする必要もございませぬから、信用調査をその間に行なえば契約が確定して商品を引き渡せる、しかもクーリングオフの期間は満了して、このように相なりまして、商品の引き渡しが著しくおかれて消費者に不利になることはなからうというふうにご考慮願います。

○近江委員 それから消費者の信用制度の問題ですが、一般消費者に対する金融機関からの融資というのは、企業向けの融資を含めた全体の中で耐久消費財サービスで一足らずだということになっておりますが、住宅を入れても二割程度にすぎないのではないかとおもうのです。一般消費者は本来企業などより信用度が高いはずなんです。このように、消費者金融の発達がおかれておるということについて、これはどういふ理由があるのですか。これについてお聞きしたいと思います。

○本田政府委員 お答えいたします。御承知のとおり、日本では消費者金融が非常におかれておるといふことは事実でございます。おかれておることにつきましては、消費者信用の調査が機能的にまだ整備されておられませんし、したがって、消費者に対する信用補充の保証機関の整備も十分行なわれていない。また、そういうことが背景になりまして、消費者信用をベースにして資金調達を行なう、要するに、消費者金融の金融制度、金融機関、こうしたものの整備もおかれておるといふことであらうと思っております。要はやはり消費者信用調査機構、その保証機構というふうなもの、整備が基本的には必要であるというふうなふうに思っております。ただ消費者信用の調査機構の整備というものは、それぞれがみなデータを持ち出さなければいけないという事情もございまして、たびたび当委員会からも要望されておりますが、進捗がおかれておるといふのが実情でございます。

○近江委員 この消費者信用の規模、普及率を少

なくともアメリカのレベルにまで上げるために、制度的にはどういふ改善を進めていけばよいのか、これについてはどう考えておられますか。

○本田政府委員 お答えいたします。やはりいま申し上げましたような広域的な消費者信用の調査機能というものが整備されまして、その調査機能でパスしたような消費者の信用につきましては、販売業者あるいは消費者金融機関が進んでこれに融資ができ、販売ができるというふうな情勢に進むことが資金調達の面からいって基本であらうと思っております。

○近江委員 消費者自体の信用を生かしたという制度を発展させるための方策としてどういふことを考えておられるか。いま信用調査もできないから、充実しないからこうなんだという、むしろ状況説明のようなことばかりおっしゃったわけでありまして、今後どういふ制度を発展させていくためにどういふ対策を持っておられるのか。また根本的にどういふ消費者信用というものを生かしたという制度を発展させていられるおつもりなのかどうか、根本的な点についてもひとつお伺いしたいと思います。

○本田政府委員 消費者信用調査機構につきましては、社団法人の日本制紙協会の信用情報交換所というものが昭和四十年九月に設立されて、四十四年一月には保有のカードが三百五十万枚に相なっております。また家電販売会社等により株式会社日本信用情報センター、これは四十四年十月に設立されて営業開始が四十五年一月でございますが、保有カードが六十万枚ということになっております。それ以外の月賦百貨店等の割賦販売業者がそれぞれ顧客の信用調査を行なっております。最近では銀行業界でも全国銀行協会連合会におきまして全国的な消費者信用調査機関の設立が検討されておるといふふうに聞いております。社団法人日本制紙協会の信用情報交換所におきましては、四十五年七月一日に社団法人全国信用協会の業務提携を行ないまして、全国のネット

網の整備をはかっているというふうな事情でございますが、今後消費者信用調査体制を整備確立していくためには、やはりこうした複数の機関が競合状態にあるのではなくて、十分協調を保ちまして、これが全国的なシステムにまで発展するということが必要であらうというふうに思っております。

○近江委員 こうした消費者信用を基本とした、そうして消費者が有効にその活用が活用できるように、今後さらにその点をよく研究されたいと思っております。

それから、この法改正が行なわれるわけですが、いつも法律はできるけれども、なかなか現実には、特にこういふ消費者を中心とした法律についての徹底が私非常にまずいように思っております。それで改正によって義務が強化拡大される割賦販売業者、あるいは新たに対象に加えられるローンにつき販売業者の全部に、改正の趣旨や罰則の適用についても警告が行き渡るようにすることは容易なことではないのです。ましてや一般消費者がそういうことを知ることは非常にむずかしいことになるとおもうのですが、そういう点通産省企業局の陣容あるいは予算に不十分な点はないのかどうか。四十七年度の予算、人員はどのように要求して、どの程度それについて盛られたのか、その辺についてひとつお聞きしたいと思います。

○本田政府委員 お答えいたします。御指摘のように、表示あるいは契約の適正化等々いろいろな改正内容があるわけでございますが、この改正法の施行までには九カ月の経過期間を置くことにいたしておりました。その間に本法の内容の説明を行ない、業者に十分に徹底をするようにいたしたいというふうに存するわけでございます。その間に各通産局ごとに説明会その他を実施いたしたいと存じます。

また、先ほど申し上げました消費生活改善監視員の制度がございまして、これらによりまして表示の状況の実態把握あるいは指導等を行なうことといたしたいと存じますし、また割賦販売表示契約適正化のための委託調査費が今回予算として

取得しておりますので、この調査費によりまして業界に徹底するようにはかかってまいりたいというふうな存する次第でございます。

また一般消費者に対する周知徹底につきましては、パンフレット、リーフレットの配布、あるいはテレビの放送、映画スライドの作製、これらを都道府県あるいは都道府県を通じて市町村、それから消費者モニターを通ずるといふような方法で一般消費者にPRをはかるといふふうに考えております。

○近江委員 それから、私がいまお聞きしました通産省企業局の陣容あるいは予算に不十分な点はないのですか。いろいろいいことおっしゃったのですが、これは裏づけはあるのですか。

○本田政府委員 人員の増員につきましては、本年は認められなかったわけでございますが、都道府県を通じてさらに市町村の協力も得て周知徹底を十分はかるといふふうに存するわけでございます。

○近江委員 それで一般消費者による監視体制、これはモニターも置いていらつしやるわけですが、さらに監視体制というものを強化しなければいけないのじゃないかという点。特にこの改正の趣旨をPRすることが非常に大事だと思うのですが、そういう点で特に監視体制等を強化することについてどういふ具体的な計画を持っていらつしやるか、これについてひとつお聞きしたいと思います。

○本田政府委員 監視体制につきましては、やはり趣旨の周知徹底が一番大事だろうと思っております。趣旨の周知徹底を十分行ないながら、モニターあるいは都道府県、市町村の職員によって趣旨の徹底を実質的に見てもらうということが、監視といいますが、むしろ実施の確実な履行を徹底していくということその実効をあげてまいりたいというふうにいたしたいと存するわけでございます。

○近江委員 その点、前の現行法のとくもそういふようにいろいろとPRもやるということであつたけれども、一番初めに質問しましたように、政

府のそつ、いろいろなPRもいろいろいいないし、あるいは監視体制も非常に不備であるということをおっしゃったわけですが、これはこの答弁だけでなく、今後はひとつ腹を据えて企業局としてもしっかりとやっていただきたい。これは特に要望しておきます。

それから、この互助会、友の会について、業者数あるいは規模別あるいは法人、非法人別の数、事業規模等の実態、これはどのように把握されておられますか。そしてこれらがトラブルを起こした事例としてはどういふものがあるのですか。

○本田政府委員 改正法案の趣旨の徹底、そして実効をあげることに御指摘のように全力をあげてまいりたいというふうに存じます。

友の会、互助会の実態でございますが、業者数は、友の会が約百五十、互助会が約二百五十でございます。そして会員数は、友の会が百七十万人、互助会が四百万人でございます。預かり金は、友の会が百二十億、互助会が約百五十億円というふうに現状を把握しております。

業者の人格は、友の会が任意団体、それから互助会は約二割強が会社組織、八割強が任意団体ということになっております。

それから、友の会につきましては、二件倒産の事例が出てまいっておりますが、それ以外の苦情事例はわれわれのほうにはあまり参っておりません。互助会につきましては、一件倒産に近い状態におおひりまして、これは別途経営している商事会社のおおひりを受けて経営が行き詰まったということになりましたが、これは経営者が交代いたしました。その後若干サービス提供がございましたが、既契約者に対しては一応サービスの提供は行ない続けておるといふ状況に相なっております。

ただ、サービスの内容として、あるいは契約の履行につきましても、解約ができなかったとかあるいはサービスの提供を受けたけれども、そのサービスの内容が予期するよりも悪くて、希望のものにするためにはさらに特別会費の支払いを求められたというような苦情がわれわれのほうに参つて

おる次第でございます。

○近江委員 この友の会で二件倒産して、それ以外はないとおっしゃっているのですが、互助会のほうで、福岡市では、冠婚葬祭互助会が四十五年十月に放漫経営で倒産して銀行取引を停止されて、それを会員に知らせないで十二月まで積み立て金を集めていた。同市の別の互助会は、会員は市の商工課に泣きついたとか、こういうこともあったように私は聞いています。あるいは勧奨パンフレットに誇大広告のたぐいが多く、結婚式、披露宴等全部やってくれると思つて入会したら、実際には挙式費だけで、追加金をこっそり取られたとか、また、貸し衣装がしみだらけで別ものを頼んだところ別途金を取られ、会場サービスも悪く、一生一度の結婚式が不愉快であった、これは私どもの大阪の、東大阪にあったことです。こういうように、あなたのほうを把握しておるといふことは、ほんとうに一部だけが報告されている。全部もつと調査したら幾らでも出てきますよ。そういう監督の神経の行き届かないこと、幾ら法改正をしても、運用の点では非常に心配があるわけですね。そういうことは非常によくないと思つておられます。そういうわけで、これらが今後許可事業者にふさわしい組織になるように、どのように指導育成されていくのですか、それをお聞きしたいと思つておられます。また政府のそういう、今後のあなた方の姿勢を一べん聞きたいと思つておられます。

○本田政府委員 御指摘のような事例が、具体的な事例でなく一般的な表現で申し上げたわけでございますが、ただいま御指摘のような点を含んだ苦情が参つておるといふこと、福岡の事例につきましては、その経営者が交代して、おかれて債務を履行したという状況になっております。

そこで、今度の法改正におきまして、規制の対象に入つて健全な事業経営を継続してもらつていくことに相なるわけでございますが、健全な事業経営を継続するためには、やはり事業体質の強化

というものが前提に相なると思つておられますので、これにつきましては、許可の基準その他につきましまして、具体的な状況を考慮しながら体質の強化を考へていく必要があると思つておられますけれども、個々の事業の実態に相なるといふ程度時間をかけて体質の強化をはかつて、健全な事業経営のできるようにいたしたいというふうに存するわけでは、たとえば合併が必要であり、できるようなものは合併を進めてまいりたいというように考えておられます。

○近江委員 それではきょうはこれが一応おいておいて、保留しておきます。

○鴨田委員 川端文夫君。

○川端委員 最近文明国にはだんだんと罰賦販売が普及されておるといふし、日本にも耐久消費財の普及に伴つて罰賦販売がふえていくけれども、最近、外国系の百貨事典等の訪問販売についての攻撃的な販売方法について問題を起しておるわけですが、通産省の指導はこれに対してどういふふうに行つておるといふか、キャッチセールスというふうな、こういう業者というのに対してどういふ指導をしているか、ひとつお答えを願いたいと思つておられます。

○本田政府委員 お答えいたします。

外国系の百貨事典の訪問販売におきまして多数の紛争が生じておるといふ一部には社会問題というふうな指摘されておるといふこと、この点につきましては、一昨年の十二月に、外国系の百貨事典販売業者に対して、あるいはこれと同様の販売方法をとる業者に対して、販売体制及び販売方法の是正を求め、また契約の解除に相するよう指導いたしましたわけでございますが、その後もやはり消費者との間に販売方法、解約条件等の紛争が続くこととございまして、昨年の暮れの十二月二十一日に、再度、販売業者に対して、キャッチ販売といふこと、駅構内、道路上で顧客を誘引するようないふことを、あるいは実物の商品を必ず携行してやること、販売の目的を明示して、アンケートに考へる次第でございます。

いふようなことのないようにする、あるいは罰賦販売の条件を明示する、誤解を招くような損害賠償額の表示は取りやめる、あるいは契約完成段階で契約書の一通をまたは写しを購入者に交付すること、苦情処理の窓口を設置すること、これらにつきましまして関係の業者に対して是正方を求め、報告を求めました。これらにつきましましてはそれぞれ報告がまいつて、是正方につきましまして考慮するということに相なっておりますが、また他面、社団法人の日本罰賦協会に外国図書販売部会を設置させまして、罰賦販売契約の適正化、訪問販売方法につきましまして秩序を確立すること、あるいは消費者の相談窓口を設置すること等を行なわせますと同時に、セールスマンの質の向上をはかるような自主的改善を具体的に検討するよう求めたわけでございます。今後も、この線をさらに成果のあるように進めてまいりたいというふうに考へておる次第でございます。

○川端委員 セールスマンの中には、いろいろなによつて違つ場合もあるけれども、ことばと現物が全然別のものであったり、詐欺的な販売方法でやつておるといふ販売員もかなり多いように思つておられますが、クーリングオフだけ、この制度だけでこの問題が処理できると思つておられるのでしょうか、どうでしょうか。

○本田政府委員 昨年暮れの通牒でも指示しましたように、従来訪問販売の際に現物を持たずに一枚刷りの見本のようなものを持って販売をする、ところが、実際契約して買つてみると非常に大層な英語だけの本であるといふようなことで、購入者としてはだまされたといふような考えになるケースが出てまいつておるといふふうなわれわれも聞くわけでございます。実物とセールスマンの言つた内容とが異なるということにつきましましては、罰賦販売のみならず、一般の販売におきましても生ずる事態でございますが、これについてはやはり詐欺あるいは錯誤といふような民法上の規定による解決といふものも必要であるといふふう

に考へる次第でございます。

に考へる次第でございます。

に考へる次第でございます。

に考へる次第でございます。

○川端委員 せっかく割賦販売法の一部を改正するにあたって、通信販売については何ら触れていないわけですね。クーリングオフの適用からも除外している理由は、通信販売は何をやってもいいということなんでしょうか。これは何か考えていることがありませんか。

○本田政府委員 お答えいたします。

クーリングオフの制度を今回取り入れることにいたしましたわけですが、クーリングオフが必要とする事情を考えてみますと、セールスマンが訪問販売を行なって、そして割賦販売の契約をする。その際、購入者が受動的であって、しかもセールスマンのじようずな言辭に左右をされて購入の決心をする。ところが購入者自身のほんとうの心理としては、そのものの価値を確認してそうして買うことにきめるといふような状態にならずに、一応申し込みを行なうというふうなことから、契約を取り消したいというふうなことから、あるいはそれを履行した場合には解約の要望が出る、解約に伴う損害賠償をどうするかというふうなことで、いろいろ紛争が生ずるといふ事態であると思ひます。そこで、訪問販売によって購入者の意思が非常に不安定な状態に定められるという点に對して、クーリングオフの制度を導入するといふ考え方でございます。セールスマンが介在せずに、見本その他が送られてきて、それによって選択をして買うということにつきましては、クーリングオフの規定を適用することは、クーリングオフの規定を適用することはないといふふうな考え方をしております。しかしながら、おそらく先生の御指摘としては、通信販売においてカタログその他等見たものと、実物を送ってきた場合に、実質的に品質が違ふ、あるいは実物としてみた自分の求めたものと違ふというふうなことがあろうと思ひます。この点につきましては、先ほどの問題点と同様に、ものつきまじりたこととございまして、この点につきまじりたことは民法の規定等によって救済を考えねばならぬ事態ではなからうかといふふうに考へる次第でございます。

○川端委員 訪問販売のクーリングオフについて問題点として、割賦販売のみに限定しておる今の制度でいいのか。先ほどお答えの中に入っていたけれども、やはり訪問販売の中には、割賦販売以外の問題でも非常にトラブルが多く出ている現状から見ても、これでもいいのかという不安を私どもは持つのです。せっかく割賦販売法の改正の中にやはり訪問販売を一項目起こして、もう少し明確な線が必要とするんじゃないかと思ふのだが、いかがでしょうか、この点。

○本田政府委員 クーリングオフ制度につきましては割賦販売を対象にいたしましたという点につきましては、セールスマンがたずねてきて、非常にうまいことばで買ひものの決心を誘うということでございますが、その際、割賦販売が行なわれるものは比較的高額の商品でございます。したがってトラブルも深刻になるといふことでございまして、クーリングオフという制度自身としては、やはり取引関係としては特殊な事態に適用するような性格のものであろうと思ひます。したがって、割賦販売につきまじりたクーリングオフを適用するといふことにはいたしましたわけでございます。外国の諸法令を見ましても、やはり割賦販売に限っておるといふ例が多いようでございます。

○川端委員 私は意見として、訪問販売や通信販売についての問題に對しては、やはり割賦販売法の中だけでは問題の処理はできないんじゃないか。したがって特別立法的なものを、単独的なものを必要とするんじゃないかと思ふのですが、御意見いかがでしょうか。

○本田政府委員 今回の割賦販売審議会の審議の中でもいろいろ御意見が出まじりた、先生のおっしゃるような御意見も出たわけでございます。消費者金融が非常に多様化して、消費者金融制度の問題として考へるべき問題点と、それから商品販売の問題として考へる問題点とが、いまや出てまじりたこととございまして、消費者金融制度そのもの、銀行の消費者ローンその他もいろいろ出てまじりた、非常に複雑になつてまじりた。

○川端委員 私は、現行の割賦販売法は信用取引に關する規制と販売についての規制と二つの面が含まれていると理解するわけですが、この信用取引に對する側面については、将来やはり消費者信用保護法的な発展が用意されるべきじゃないか、なすべきじゃないか、こう思ふのですが、この点はいかがでございますか。

○本田政府委員 御指摘のとおりだと存じます。そういう御意見もいただいておりましたが、ただいま申し上げましたように、消費者金融制度の問題といたしましては非常に広範な制度にいまなつておりました。法令その他も各般に非常に広くなつておるわけで、これらの整理を行なうということになりまじりた、かなり実態の調査その他時間をかけて行なうことが必要だといふこととございまして、これらについてはさらに時間をかけて審議をしようといふことにはいたしたいと存するわけでございます。

○川端委員 訪問販売の問題は商品だけではなくて、取引所の問題でも、先般委員会で大いなる問題になつておるわけですから、やはり割賦販売の問題も、最近やはり商品が先に送られて、あとからローンに金を払う場合においては、消費者はわりあいに守られる場合があるのだけれども、問題は、訪問販売の中からいろいろないやな思ひ

を残りたり、買わざるを得ないようになつておる。かたがた、割賦販売につきまじりたは、いろいろ消費者の利益を不当に害された事例も多数出てまじりたという事情がございまして、さしあたり消費者にいろいろ不利益を生ずる事態に對する法制の整備をまず行なうことにいたしたいと、そうしてさらに根本的な、いま御指摘のありましたような消費者金融の問題と商品販売の問題との二つに分けて整理すべき問題点についてはさらに審議を続けよう、こういうことに相なつておるわけでございます。その点は、御指摘の点をお聞きしまして、また引き続き審議を続けさせていただきます。また引き続き審議を続けさせていただきます。

次に私は、明日参考人から意見を聞いた上で、またお尋ねしたいと思つておるわけですが、きょうはひとつ、この第二条の四の項目の中に「指定業務の提供又は指定業務の提供を受けること若しくは指定業務の提供を受けること」の取次、当該指定業務の提供を受ける者」といふ意味において、先ほどから質疑が行なわれておる友の会なり互助会の問題が本割賦法の中に組み入れられておるわけですが、この役割提供だけだとお考えかどうかという、この互助会なり友の会の中にそれのみしかやつていないという見方を現実にされておるかどうかお答え願ひたいと思ひます。

○本田政府委員 四項の一号では「商品の売買の取次」を行なつて、そうして相手方としては「購入者」といふことに相なつております。二号で「指定業務の提供又は指定業務の提供を受けること若しくは指定業務の提供を受けること」の取次「そして相手として「当該指定業務の提供を受ける者」といふことになつておるわけですが、現在の実情では、友の会は商品の売買の取次ぎを行なうことを主体としておりました。互助会は指定業務の提供あるいは指定業務の提供の取次ぎといふことをやつておるといふふうに理解しておる次第でございます。

○川端委員 それは私も全国二百五十という互助会の会員あるいは友の会の百五十の会員、先ほどからお答えになつておる会員を全部調べたわけではございませんけれども、役割だけじゃないものもあるのです。共同施設的な会館のようなものを建てて、日常会合等に使用して、こういうものもあつて、必ずしも役割提供だけではない。冠婚

を残りたり、買わざるを得ないようになつておる。かたがた、割賦販売につきまじりたは、いろいろ消費者の利益を不当に害された事例も多数出てまじりたという事情がございまして、さしあたり消費者にいろいろ不利益を生ずる事態に對する法制の整備をまず行なうことにいたしたいと、そうしてさらに根本的な、いま御指摘のありましたような消費者金融の問題と商品販売の問題との二つに分けて整理すべき問題点についてはさらに審議を続けよう、こういうことに相なつておるわけでございます。その点は、御指摘の点をお聞きしまして、また引き続き審議を続けさせていただきます。

次に私は、明日参考人から意見を聞いた上で、またお尋ねしたいと思つておるわけですが、きょうはひとつ、この第二条の四の項目の中に「指定業務の提供又は指定業務の提供を受けること若しくは指定業務の提供を受けること」の取次、当該指定業務の提供を受ける者」といふ意味において、先ほどから質疑が行なわれておる友の会なり互助会の問題が本割賦法の中に組み入れられておるわけですが、この役割提供だけだとお考えかどうかという、この互助会なり友の会の中にそれのみしかやつていないという見方を現実にされておるかどうかお答え願ひたいと思ひます。

○本田政府委員 四項の一号では「商品の売買の取次」を行なつて、そうして相手方としては「購入者」といふことに相なつております。二号で「指定業務の提供又は指定業務の提供を受けること若しくは指定業務の提供を受けること」の取次「そして相手として「当該指定業務の提供を受ける者」といふことになつておるわけですが、現在の実情では、友の会は商品の売買の取次ぎを行なうことを主体としておりました。互助会は指定業務の提供あるいは指定業務の提供の取次ぎといふことをやつておるといふふうに理解しておる次第でございます。

○川端委員 それは私も全国二百五十という互助会の会員あるいは友の会の百五十の会員、先ほどからお答えになつておる会員を全部調べたわけではございませんけれども、役割だけじゃないものもあるのです。共同施設的な会館のようなものを建てて、日常会合等に使用して、こういうものもあつて、必ずしも役割提供だけではない。冠婚

を残りたり、買わざるを得ないようになつておる。かたがた、割賦販売につきまじりたは、いろいろ消費者の利益を不当に害された事例も多数出てまじりたという事情がございまして、さしあたり消費者にいろいろ不利益を生ずる事態に對する法制の整備をまず行なうことにいたしたいと、そうしてさらに根本的な、いま御指摘のありましたような消費者金融の問題と商品販売の問題との二つに分けて整理すべき問題点についてはさらに審議を続けよう、こういうことに相なつておるわけでございます。その点は、御指摘の点をお聞きしまして、また引き続き審議を続けさせていただきます。

次に私は、明日参考人から意見を聞いた上で、またお尋ねしたいと思つておるわけですが、きょうはひとつ、この第二条の四の項目の中に「指定業務の提供又は指定業務の提供を受けること若しくは指定業務の提供を受けること」の取次、当該指定業務の提供を受ける者」といふ意味において、先ほどから質疑が行なわれておる友の会なり互助会の問題が本割賦法の中に組み入れられておるわけですが、この役割提供だけだとお考えかどうかという、この互助会なり友の会の中にそれのみしかやつていないという見方を現実にされておるかどうかお答え願ひたいと思ひます。

○本田政府委員 四項の一号では「商品の売買の取次」を行なつて、そうして相手方としては「購入者」といふことに相なつております。二号で「指定業務の提供又は指定業務の提供を受けること若しくは指定業務の提供を受けること」の取次「そして相手として「当該指定業務の提供を受ける者」といふことになつておるわけですが、現在の実情では、友の会は商品の売買の取次ぎを行なうことを主体としておりました。互助会は指定業務の提供あるいは指定業務の提供の取次ぎといふことをやつておるといふふうに理解しておる次第でございます。

○川端委員 それは私も全国二百五十という互助会の会員あるいは友の会の百五十の会員、先ほどからお答えになつておる会員を全部調べたわけではございませんけれども、役割だけじゃないものもあるのです。共同施設的な会館のようなものを建てて、日常会合等に使用して、こういうものもあつて、必ずしも役割提供だけではない。冠婚

を残りたり、買わざるを得ないようになつておる。かたがた、割賦販売につきまじりたは、いろいろ消費者の利益を不当に害された事例も多数出てまじりたという事情がございまして、さしあたり消費者にいろいろ不利益を生ずる事態に對する法制の整備をまず行なうことにいたしたいと、そうしてさらに根本的な、いま御指摘のありましたような消費者金融の問題と商品販売の問題との二つに分けて整理すべき問題点についてはさらに審議を続けよう、こういうことに相なつておるわけでございます。その点は、御指摘の点をお聞きしまして、また引き続き審議を続けさせていただきます。

次に私は、明日参考人から意見を聞いた上で、またお尋ねしたいと思つておるわけですが、きょうはひとつ、この第二条の四の項目の中に「指定業務の提供又は指定業務の提供を受けること若しくは指定業務の提供を受けること」の取次、当該指定業務の提供を受ける者」といふ意味において、先ほどから質疑が行なわれておる友の会なり互助会の問題が本割賦法の中に組み入れられておるわけですが、この役割提供だけだとお考えかどうかという、この互助会なり友の会の中にそれのみしかやつていないという見方を現実にされておるかどうかお答え願ひたいと思ひます。

○本田政府委員 四項の一号では「商品の売買の取次」を行なつて、そうして相手方としては「購入者」といふことに相なつております。二号で「指定業務の提供又は指定業務の提供を受けること若しくは指定業務の提供を受けること」の取次「そして相手として「当該指定業務の提供を受ける者」といふことになつておるわけですが、現在の実情では、友の会は商品の売買の取次ぎを行なうことを主体としておりました。互助会は指定業務の提供あるいは指定業務の提供の取次ぎといふことをやつておるといふふうに理解しておる次第でございます。

○川端委員 それは私も全国二百五十という互助会の会員あるいは友の会の百五十の会員、先ほどからお答えになつておる会員を全部調べたわけではございませんけれども、役割だけじゃないものもあるのです。共同施設的な会館のようなものを建てて、日常会合等に使用して、こういうものもあつて、必ずしも役割提供だけではない。冠婚

を残りたり、買わざるを得ないようになつておる。かたがた、割賦販売につきまじりたは、いろいろ消費者の利益を不当に害された事例も多数出てまじりたという事情がございまして、さしあたり消費者にいろいろ不利益を生ずる事態に對する法制の整備をまず行なうことにいたしたいと、そうしてさらに根本的な、いま御指摘のありましたような消費者金融の問題と商品販売の問題との二つに分けて整理すべき問題点についてはさらに審議を続けよう、こういうことに相なつておるわけでございます。その点は、御指摘の点をお聞きしまして、また引き続き審議を続けさせていただきます。

次に私は、明日参考人から意見を聞いた上で、またお尋ねしたいと思つておるわけですが、きょうはひとつ、この第二条の四の項目の中に「指定業務の提供又は指定業務の提供を受けること若しくは指定業務の提供を受けること」の取次、当該指定業務の提供を受ける者」といふ意味において、先ほどから質疑が行なわれておる友の会なり互助会の問題が本割賦法の中に組み入れられておるわけですが、この役割提供だけだとお考えかどうかという、この互助会なり友の会の中にそれのみしかやつていないという見方を現実にされておるかどうかお答え願ひたいと思ひます。

○本田政府委員 四項の一号では「商品の売買の取次」を行なつて、そうして相手方としては「購入者」といふことに相なつております。二号で「指定業務の提供又は指定業務の提供を受けること若しくは指定業務の提供を受けること」の取次「そして相手として「当該指定業務の提供を受ける者」といふことになつておるわけですが、現在の実情では、友の会は商品の売買の取次ぎを行なうことを主体としておりました。互助会は指定業務の提供あるいは指定業務の提供の取次ぎといふことをやつておるといふふうに理解しておる次第でございます。

○川端委員 それは私も全国二百五十という互助会の会員あるいは友の会の百五十の会員、先ほどからお答えになつておる会員を全部調べたわけではございませんけれども、役割だけじゃないものもあるのです。共同施設的な会館のようなものを建てて、日常会合等に使用して、こういうものもあつて、必ずしも役割提供だけではない。冠婚

を残りたり、買わざるを得ないようになつておる。かたがた、割賦販売につきまじりたは、いろいろ消費者の利益を不当に害された事例も多数出てまじりたという事情がございまして、さしあたり消費者にいろいろ不利益を生ずる事態に對する法制の整備をまず行なうことにいたしたいと、そうしてさらに根本的な、いま御指摘のありましたような消費者金融の問題と商品販売の問題との二つに分けて整理すべき問題点についてはさらに審議を続けよう、こういうことに相なつておるわけでございます。その点は、御指摘の点をお聞きしまして、また引き続き審議を続けさせていただきます。

次に私は、明日参考人から意見を聞いた上で、またお尋ねしたいと思つておるわけですが、きょうはひとつ、この第二条の四の項目の中に「指定業務の提供又は指定業務の提供を受けること若しくは指定業務の提供を受けること」の取次、当該指定業務の提供を受ける者」といふ意味において、先ほどから質疑が行なわれておる友の会なり互助会の問題が本割賦法の中に組み入れられておるわけですが、この役割提供だけだとお考えかどうかという、この互助会なり友の会の中にそれのみしかやつていないという見方を現実にされておるかどうかお答え願ひたいと思ひます。

○本田政府委員 四項の一号では「商品の売買の取次」を行なつて、そうして相手方としては「購入者」といふことに相なつております。二号で「指定業務の提供又は指定業務の提供を受けること若しくは指定業務の提供を受けること」の取次「そして相手として「当該指定業務の提供を受ける者」といふことになつておるわけですが、現在の実情では、友の会は商品の売買の取次ぎを行なうことを主体としておりました。互助会は指定業務の提供あるいは指定業務の提供の取次ぎといふことをやつておるといふふうに理解しておる次第でございます。

○川端委員 それは私も全国二百五十という互助会の会員あるいは友の会の百五十の会員、先ほどからお答えになつておる会員を全部調べたわけではございませんけれども、役割だけじゃないものもあるのです。共同施設的な会館のようなものを建てて、日常会合等に使用して、こういうものもあつて、必ずしも役割提供だけではない。冠婚

を残りたり、買わざるを得ないようになつておる。かたがた、割賦販売につきまじりたは、いろいろ消費者の利益を不当に害された事例も多数出てまじりたという事情がございまして、さしあたり消費者にいろいろ不利益を生ずる事態に對する法制の整備をまず行なうことにいたしたいと、そうしてさらに根本的な、いま御指摘のありましたような消費者金融の問題と商品販売の問題との二つに分けて整理すべき問題点についてはさらに審議を続けよう、こういうことに相なつておるわけでございます。その点は、御指摘の点をお聞きしまして、また引き続き審議を続けさせていただきます。

次に私は、明日参考人から意見を聞いた上で、またお尋ねしたいと思つておるわけですが、きょうはひとつ、この第二条の四の項目の中に「指定業務の提供又は指定業務の提供を受けること若しくは指定業務の提供を受けること」の取次、当該指定業務の提供を受ける者」といふ意味において、先ほどから質疑が行なわれておる友の会なり互助会の問題が本割賦法の中に組み入れられておるわけですが、この役割提供だけだとお考えかどうかという、この互助会なり友の会の中にそれのみしかやつていないという見方を現実にされておるかどうかお答え願ひたいと思ひます。

○本田政府委員 四項の一号では「商品の売買の取次」を行なつて、そうして相手方としては「購入者」といふことに相なつております。二号で「指定業務の提供又は指定業務の提供を受けること若しくは指定業務の提供を受けること」の取次「そして相手として「当該指定業務の提供を受ける者」といふことになつておるわけですが、現在の実情では、友の会は商品の売買の取次ぎを行なうことを主体としておりました。互助会は指定業務の提供あるいは指定業務の提供の取次ぎといふことをやつておるといふふうに理解しておる次第でございます。

葬祭以外にもクラブ的に会員に利用されている機関もあるんだが、こういうことも実態を御存じの上で、この法律の中に組み入れられたのかどうかということをお尋ねしてみたいと思います。

○本田政府委員 お答えいたします。

会館等でクラブ活動あるいは集會等に使うという例のあることは聞いておりますけれども、またあつたことで法律を改正いたしました指定役務という点にいたしましては、冠婚葬祭をまず指定いたしましたので、そしてその他の役務について一般化されましたならば指定を追加するということを考えておる次第でございます。

○川端委員 私はそういう意味からいって、この前受け金に値するかどうかという問題を現場で見ると疑問に感じている団体があるわけですが、たくさんじゃないですよ。しかしながら私の見た目では、会費的な意味で払っている人もおる。施設を安易に利用できるという意味で、会費的な意味で、互助会に入つて喜んで参加している人々もある。必ずしも前受け金という解釈のみにとらわれていない会員もおることを知っておるのですが、これはそういう意味の参考人を呼べといえは私はいつでも二人や三人呼べる実態を知っているのです。これはすべて互助会の集めている会費は前受け金と断定できるでしょうか。この点はいかがでしょうか。

○本田政府委員 先ほど申し上げましたように、ここで前受け式特定取引として前受け金だということに取り扱べきものは指定役務と関連したものであるということでございますので、御指摘のように建物を利用して集會あるいはクラブに利用するということのための経費として払うものは別の経理をしなければならぬというふうに存じます。

○川端委員 私の知っている互助会では、月五百円の会費、五十年六十カ月満期になって三万円になれば、基金としてこれを証書にして渡して、それ以上会費を追徴していません。したがって、これで自由に施設を利用できたり、いろんなものを安く

利用できるということ喜んでいる者があるのです。これを取り締まらなければならぬという中には、先ほど近江委員が言われたように、全国的には不正をやつたりふしだらもあるかもしれないが、中には会員相互の親睦を中心に、非常に円満にしている団体もあることを御存じないんだらうかあるんだらうかという点を疑問に思つてお尋ねしておるわけですが。

○本田政府委員 互助会が地域的な集まりとして、しかも相互補助の精神で発足したという発足の経緯から参りますと、本来円滑に事業が進められるべきものだと思います。ただ先ほど出ましたような事例がいろいろ出てまいるような情勢が出てまいりましたので、それに対する措置を必要とするというふうに考へるわけでございます。したがって、けさほど申し上げましたように、今後の互助会の許可の基準等の決定にあたりましては、そうした経緯、互助会というものの機能といたしまして、こういうものを考へながらきめてまいりたいというふうに思つておるわけでございます。

○川端委員 まあ、あした参考人からもお尋ねしてみたいと思つて、きょうはあまりたくさん質問をいたさぬつもりで質問を始めたのですが、いまの御答弁を聞いてみると、そうすると実態を正確に掌握していないでこれから実態を調査してという一面をお答えになつておるようですが、この法律が、われわれが承認を与えて通過してしまえば、いままでも何らの支障なく円満な姿において行なわれてきた運営の中に、法律のためにかえつて不利益を加入者に与える面が起きているという心配はございませんか。

○本田政府委員 その点につきましては、やはり非常に互助会のような組織が全国的に広がつてまいるということからみまして、それに伴う問題点については、あらかじめ加入者を保護するという規定が必要であらうと思つておるわけでございます。その点については御理解いただいたのでございませうが、それに伴つて不利になる点はなからうかという点であらうと存じます。この点につきましても

は、やはり全体の問題に對しまして法令の網をかぶせるということになりますから、これに伴う負担というものが生ずるといふふうに考へるわけでございます。その点につきましては、できるだけ負担を軽減できるように配慮を考へねばならないということですが、たとえば供託金につきましても、新たに指定機関によつて供託にかわる契約を行なうことによつて供託の効果を確保するというようなことも考へるわけでございますし、それから許可の基準につきましても、いまの実情で急速にむずかしい条件に合わすということではなくて、その実態から漸次そういう方向に持っていくというように配慮をいたしたいというふうに考へておるわけでございます。

○川端委員 私は、皆さんは法律をつくるのはなかなかおぼろげなもので、たくさんおつくりにならうという意欲はわかるのですが、しかし日本では——日本は世界で法律の数が一番多いそうです。同時にまた、弁護をして法律の裏をくぐる弁護士さんも一番多いということが伝えられておるわけですが、法律をつくるという目的は、国民のいわゆる税金なりいろいろなものを使うためには国が法律に基づいてこれを施行していくということが必要であるけれども、モラルの問題がかなりウエートの高い事業等に対しては、モラルの指導の行政指導でできるのじゃないか。法律の網をかぶさなければこれはだめだといふきめつけ方が、一面において少数のもの不正行為を取り締まるためにお互いに善良な、いままでも円満に運営してきたものまで窮屈な規制のワクにはまつて、かえつて運営がやりにくくなるのじゃないかというおそれを感じるのでありますが、この点は心配ありませんか。

○本田政府委員 その点につきましても、先ほど申し上げたとおり、こうした組織が全国的に非常に広がつてまいる、加盟者も四百万にもなるという状況状況にも相なつておるわけで、また、本来の互助会の目的あるいは機能というものに対して加入者が必ずしも十分理解をしていないことに

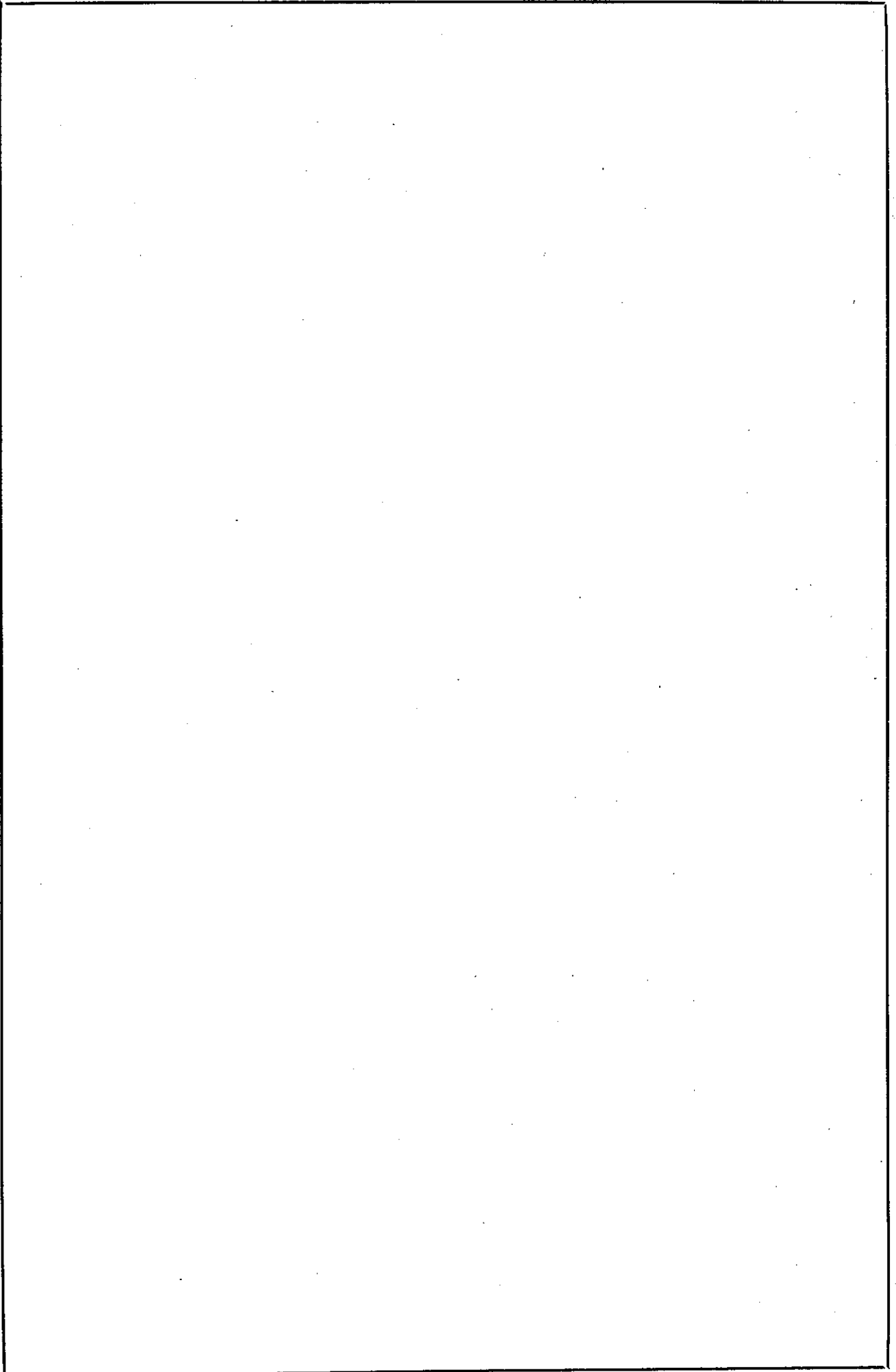
伴つて、苦情もいろいろ出るといふことに相なつてまいつておる状況でございますので、それらについてやはり法律的な面から整備しておくということが必要であらうと存じます。ただ、その際、先生のおっしゃるような点についての配慮は行なわれねばならないというふうに考へる次第でございます。

○川端委員 冒頭に言つたように、これ以上語れません。とにかくにも、まだ正確に実態調査が行なわれていないように、午前中からの質疑による御答弁を聞いても実態が正確に把握されていないような印象をわれわれは受けざるを得ない。そういう中で、法律をつくつて網をかぶせて規制するということだけ急いで、実際上いろいろなトラブルが起きて、かえつて加入者が迷惑をこうむるようなことになつたらどうするのだらうという心配が強いということだけは申し上げて、明日参考人等の意見も聞きながら、後日質疑いたしたいと思います。

きょうはこれで質問を打ち切つて、保留しておきます。

○鴨田委員長 次回は、明十九日午前十時理事會、十時三十分委員會を開會することとし、本日はこれにて散會いたします。

午後四時一分散會



第一類第九号

商工委員会議録第十四号

昭和四十七年四月十八日

昭和四十七年四月二十八日印刷

昭和四十七年五月一日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局